

令和8年度県内企業における外国人材向け日本語講座実施業務委託仕様書（案）

1 委託業務の名称

令和8年度県内企業における外国人材向け日本語講座実施業務

2 目的

本県では、生産年齢人口の減少が進む中、県内企業の人材確保が課題となっており、産業の維持・活性化を図る上で、外国人材は貴重な担い手として期待される。

県内企業の外国人材については、入国前後の教育等により、基礎的な日本語能力を有しているが、外国人材が県内企業においてキャリアアップを図り、長期的に活躍していくためには、より実践的な日本語能力の向上を図るほか、所属企業の業界や業務内容等、企業ごとの特性に応じた日本語能力を強化していくことが求められる。

そこで、本業務では、県内企業で実習・就労中の外国人材や、実習・就労予定としている入国前の外国人材に対し、「基礎段階の言語使用者」から「自立した言語使用者」となるための講座や、企業ごとの特性に応じた実用的な日本語講座を実施することで、外国人材の日本語能力向上を図り、県内企業での活躍推進につなげることを目的とする。

なお、本事業は「みやぎ発展税（富県宮城推進基金）」を財源の一部とするため、人口減少社会の中での県経済の持続的な発展への貢献に資することを成果として目指すものである。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 業務内容

(1) 概要

県内企業が雇用する外国人材（雇用予定を含む）に対し、別表に掲げるコースに基づき日本語講座（以下、「講座」という）を実施すること。

(2) 実施体制の構築及び実施スケジュールの作成

本業務を効果的に実施するための体制及びスケジュールを発注者に提案すること（提案事項①）。

(3) 企業との連絡調整

イ 対象企業は発注者において募集・決定することとし、受注者は、対象企業決定後、企業担当者に対し、対面又はオンラインで講座の実施趣旨、実施方針、留意事項について説明すること。

ロ 受講する外国人に対しては、企業担当者を通じて連絡をとること。

ハ 上記のほか、対象企業と講座実施のために必要な連絡調整を実施するほか、対象企業からの問い合わせに対応すること。

(4) 対象企業及び外国人材の現状及びニーズの把握

イ 対象企業にヒアリングを実施する等、外国人材の日本語能力の現状及び講座に対するニーズを把握することとし、具体的な手法を発注者に提案すること（提案事項②）。

ロ 企業へのヒアリング結果に関する報告書を作成し、発注者に提出すること。

(5) カリキュラム策定及び教材の準備

上記(4)で把握した企業のニーズ、受講者の業務内容及び日本語能力に基づき、講座の最適なカリキュラムを策定するほか、効果的な講座の実施のために必要な教材を準備することとし、想定さ

れるカリキュラム及び教材の内容について、具体例を示しながら発注者に提案すること（提案事項③）。なお、県内企業派遣コース以外のコースについて、対象企業が複数となり、業種や受講者の業務内容が多岐にわたる場合には、より多くの受講者及び企業のニーズが満たされるよう努めることとする。

(6) 講座の実施

- イ 上記(5)のカリキュラム及び教材に基づき、別表に掲げる各コースの到達目標を達成するために効果的な講座を実施することとし、想定される講座の内容について、具体例を示しながら発注者に提案すること（提案事項④）。なお、講座には、受講者が講義時間以外の時間を用いて自主的に取り組む課題を含むものとする。
- ロ 講座の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。
 - (イ) 外国人が本県で生活・就労する上で、実践的な講座とすること。
 - (ロ) 受講者のレベルや学習の進捗状況に応じた講座とすること。
 - (ハ) 受講者のモチベーションを保つよう工夫すること。
 - (ニ) 講座で学習した事項が受講者に定着するよう工夫すること。
 - (ホ) 講師による一方的な説明のみの講義とならないよう、講師と受講者間の双方向のコミュニケーションを確保すること。
 - (ヘ) 日本語能力の向上のみではなく、コミュニケーションの背景知識となる日本の慣習やマナー等についても習得できるよう工夫すること。
 - (ト) 地名、方言、地域情報等、生活及び就労に必要な宮城県特有の事情にも対応できるよう工夫すること。

(7) 効果検証

受講者及び対象企業に対し、アンケートを実施する等、講座実施による効果を検証することとし、具体的な手法を提案すること（提案事項⑤）。

(8) 地域住民との交流会の実施

- イ 県内企業派遣コースについては、多文化共生の推進を目的とし、受講者が学習した日本語を活かし、地域住民と交流する機会を設ける予定であることから、交流会に出席の上、ファシリテーションを行うこととし、交流会の実施内容を発注者に提案すること（提案事項⑥）。
- ロ 交流会の日時の決定、会場の確保、地域住民等の参加者募集及び連絡調整については、発注者が実施する。

5 成果品

本業務が完了したときは、以下の条件に基づき、業務完了報告書を作成し、令和9年2月26日（金）までに発注者へ提出すること。

(1) 業務完了報告書には、以下の事項を記載すること。

- イ 実施体制
- ロ 実施スケジュール
- ハ 企業および外国人材への現状及びニーズ把握の結果（事前アンケート及び事前ヒアリングの結果）
- ニ カリキュラム
- ホ 効果検証の結果（事後アンケート及び事後ヒアリングの結果）
- ヘ 使用した教材の数量及び費用
- ト 国内出張の状況（場所、回数、人数及び費用）

(2) 使用した教材、作成した資料の内容がわかるものを提出すること。

- (3) (1)へ及びトに掲げる事項を証する書類を添付すること。
- (4) A4サイズ、カラー、PDF形式及びWord形式で作成すること。

6 委託業務の履行場所

宮城県内

7 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 受注者は、本成果物（5(2)は除く）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を全て発注者に譲渡し、自己の有する著作者人格権は行使しない。
- (2) 制作物の作成や事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。
- (3) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、画像等の著作権・肖像権処理などに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し解決するものとする。
- (4) 第三者が権利を有している画像等の二次利用を含め、発注者の判断により、画像等を自由に利用でき、発注者が運営するウェブサイト等への掲載が可能となるような適切な権利処理を受注者において行うこと。また、権利処理に当たって手続きした書類（写し）を提出すること（様式は任意）。
- (5) 受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務の実施により知り得た個人情報の取扱いに関し、別記個人情報取扱特記事項を遵守するものとする。

8 その他

- (1) 発注者及び受注者は、講座の形式、受講場所、時間数、人数、講座数等、本仕様書に規定する条件に変更が生じた場合には、実績に応じて変更契約（減額変更に限る。）を行う。
- (2) 受注者は、本業務の実施に伴い必要となる、教材、出張、通信運搬、備品の準備及び消耗品の購入について、当初契約金額の範囲内において実施する。なお、受注者は、業務完了時において、これらについての実績を発注者に報告することとし、発注者及び受注者は、当該実績に応じて変更契約（減額変更に限る。）を行う。
- (3) 発注者は、講座に対する応募者数が少ない場合には、一部コースの開催を中止する場合がある。その場合は、発注者は、受注者と協議の上、他のコースにおける時間数や講座数を増やすこととし、本業務全体としての講座の実施時間が大幅に減少しないよう努めることとする。
- (4) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。

(別表)

コース名	県内企業派遣コース	県内オンラインコース	レベル別オンラインコース
形式	対面(一部オンライン)	オンライン	オンライン
概要	県内企業で実習・就労中の外国人材に対し、対象企業に日本語講師を派遣の上、講座を実施するもの。	県内企業で就労中の外国人材に対し、特定技能(2号)取得のために必要な日本語の習得に向け、オンラインで講座を実施するもの。	県内企業で実習・就労する外国人材に対し、実践的な日本語についてオンラインでレベル別に講座を実施するもの。
受講場所	宮城県内(対象企業が確保した場所)	宮城県内	宮城県内
1日あたり標準時間数	2時間	2時間	2時間
週あたり標準日数	2日	2日	3日
標準期間	9週間	12週間	6週間
合計講座時間数	36時間(交流会を除く)	48時間	36時間
講座あたり標準参加人数	15人	15人	15人
講座数	10講座	2講座	4講座
対象となる主な外国人	県内企業で実習又は就労中の技能実習生又は特定技能(1号)外国人	特定技能(2号)の取得を目指している特定技能(1号)の外国人	県内企業で実習又は就労中の技能実習生又は特定技能(1号)外国人
予定時期	令和8年7月～令和9年1月	令和8年7月～令和9年1月	令和8年7月～令和9年1月
到達目標	対象企業に受講者の日本語レベルや指導内容に関する企業のニーズ等をヒアリングし、到達目標を設定すること。 (例) ・職場内で仕事に関する基礎的なやりとりができる ・業務上必要な確認や報告ができる ・職場で必要なコミュニケーションや知識を習得 ・日本の職場文化(マナー・生活習慣を含む)を理解する	特定技能2号技能評価試験で必要とされる専門知識を習得する。特定技能2号技能評価試験でよく使われる語彙・表現が理解できる。読解力を高める。	想定される本コースの各レベル別の到達目標について、具体例を示しながら発注者に提案すること(提案事項⑦)。なお、レベルは2～4つ設定すること。
その他	・受講者が所属する企業のうち、発注者が定める企業については、上記講座時間とは別に、各講座において地域住民と受講者(外国人材)との交流会(2時間程度を想定)を実施すること。 ・合計講座時間の3分の1までをオンラインで実施することができる。 ・受注者は、仙台駅から講座開催場所までの移動時間が片道概ね2時間以上となる場合及び対象企業からの求めがある場合は、発注者と協議の上、上記にかかわらずオンラインで実施することができる。 ・企業から週末や勤務終了後の時間帯での講座実施の要望があった場合は、講師の配置可否も踏まえ、柔軟に調整を行うこと。	・飲食料品製造業分野及び建設分野の講座とする。	

(備考) 受講者決定後、受講者の日本語レベルや企業のニーズに基づき、到達目標の修正が必要と認められる場合は、発注者と協議の上、修正することができる。